

宿泊約款

本約款の適用範囲

第 1 条

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第 2 条

- 当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という。)を引き受けるに当たり、次の事項の明告を求めることがあります。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊予約の申込みがあったものとします。

宿泊契約の成立等

第 3 条

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊予約が成立したとき、当ホテルは宿泊期間の基本宿泊料及びそれに關する税金を限度として、当ホテルが定める申込金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただけます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、解約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により、当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合、宿泊契約はその効力を失うものとします。
- 第2項、第4項の規定は当ホテルが申込金の請求を行ったとき効力を生じます。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第 4 条

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第 5 条

- 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - 満室により客室の余裕がないとき。
 - 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び、宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

宿泊客の契約解除権

第 6 条

- 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、解約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの解約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 当ホテルは、宿泊客が当ホテルへの到着が遅れる連絡をしないで、宿泊日当日の午後9時(予め、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものと見做します。

当ホテルの契約解除権

第 7 条

- 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。又、宿泊客が本宿泊約款及び第10条の利用規則に従わないとき。
 - 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第 8 条

- 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - 宿泊者の氏名、年令、性別、住所、一般回線の電話番号及び職業
 - 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - 出発日及び出発予定時刻
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、通貨に代わる方法で行おうとするときは、予め、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
- 宿泊中に登録変更が発生した場合は再登録していただきます。

客室の使用時間

第 9 条

- 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、当日午後4時から翌日午前11時までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックイン・タイム以前に、客室の使用に応じる場合があります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - 午前11時より午後4時まで基本室料金の50%
 - 午後1時より午後4時まで基本室料金の30%
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウト・タイム以降に、客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - 午前11時より午後1時まで基本室料金の30%
 - 午前11時より午後4時まで基本室料金の50%

(3) 午後4時以降 基本室料金の100%

利用規則の遵守

第 10 条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第 11 条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

- (1) 門限 なし
(2) フロントサービス 24時間

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第 12 条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際は又は当館が請求した時に当ホテルのフロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

宿泊の責任

第 13 条

1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊客が当ホテルの宿泊登録を行った時に始まり、宿泊客が出發のために客室を明けた時に終わります。
2. 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊客の客室提供ができなくなったときは、その宿泊客に同一又は類似の条件による宿泊施設を斡旋します。この場合には客室の提供ができなくなった日及びその後の宿泊料金はいただきません。
3. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
4. 宿泊期間中、当ホテルの事情によりルームチェンジをお願いする場合があります。
5. 当ホテルは、消防機関から優良防火施設としての認定及び評価を受けていますが、万一の火災等に対応するため、旅館賠償責任保険に加入しております。
6. 当ホテルは、戦争、天災、火災、その他当ホテルが支配することのできない原因によるときは、本約款に基づく義務の不履行について責任を負いません。

契約した客室の提供ができないときの取り扱い

第 14 条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、解約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料を限度として損害賠償に応じます。
- ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

支配国語

第 15 条

1. 本約款は日本語と英語で作成されますが、約款の両言語の間に不一致又は相違があった場合は、日本語がすべての点について優先(支配)するものとします。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第 16 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられている場合は、発見日を含め7日間ホテル内に保管し、その保管期間内にその正当な所有者から請求があった場合はその指示に従って返却いたします。保管期間後は、遺失物法等法規に従って処理します。但し、返却にかかわる費用は遺失物の返却を請求した方の負担といたします。
3. 食品等の置き忘れ物品に関しては、開封、未開封を問わず、予め宿泊客と当ホテルと間で文書による物品保管の取り決めがない場合は廃棄処分いたします。
4. 動植物等生物の場合は保健所の指導に従い処理します。ただし切花については前項の食品等の取り扱いと同様とします。

駐車場の責任

第 17 条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当ホテルが宿泊客の車両の鍵をお預かりしても、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではなく、盗難、事故等に関して一切の責任を負いません。

ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害が生じたときは、その賠償に応じます。

宿泊客の責任

第 18 条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当ホテルは当該宿泊客に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の算定方法

(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内訳	一般消費税	宿泊税(ホテル税)税率
宿泊客が支払う金額	宿泊料金	(1)基本料金(室料) サービス料込 (2)税金	(1)×5%	(1)が1人1泊 1万円以上1万5千円未満の宿泊100円 (1)が1人1泊 1万5千円以上の宿泊 200円
	飲食料金	(3)飲食料又は追加飲食料 サービス料込 (4)税金	(3)×5%	
	その他	(5)電話・電報・FAX (6)ランドリー料 (7)その他宿泊に付属する代金 (8)税金	(5)、(6)、(7) ×5%	

備考:

1. 宿泊税(ホテル税)は宿泊料金1人1泊 1万円以上1万5千円未満の宿泊については100円、宿泊料金1人1泊1万5千円以上の宿泊の場合は200円課税されます。
2. 宿泊税(ホテル税)における宿泊料金とは、食事料金を含まない素泊まりの料金をいいます。宿泊料金に含まれない飲食、会議室、宴会、有料ビデオ、電話、駐車場、クリーニング等は課税対象となりません。
3. 税法が改定された場合には、その改定された規定によるものとします。

解約金申し受け規定

別表第2 解約金 (第6条第2項関係)

契約 申込人数		契約解除の通知を受けた日					
		不 泊	当 日	前 日	9 日 前	20 日 前	
一般	14名まで	100%	80%	20%			
団体	15名～99名まで	100%	80%	20%	10%		
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%	

(注)

1. パーセンテージは、基本宿泊料金及びレストラン利用に対する解約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の解約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、解約金はいただきません。

個人情報に関する取り扱い(プライバシーポリシー)

1. 当ホテルが宿泊客から宿泊する時に得る宿泊者名簿等の個人情報は旅館業法等法令に基づく個人情報であり、その目的以外には使用しません。
2. 当ホテルが予約を受けるときに得る宿泊者や予約者の個人情報は、その予約を確実なものにする手段及び宿泊者の利便性に應えるものだけに使用し、法令によるものの外はその目的以外には使用しません。
3. 当ホテルが別に受ける個人情報(ポイントカード等)はその使用目的を明記し、目的外には利用しません。また当ホテルにその個人情報の本人より申し出があった場合はその該当する情報を削除します。
4. 前項1.2.に記載の個人情報は最終利用日より3年経過した場合は削除するものとします。